

大磯都市計画 案説明会

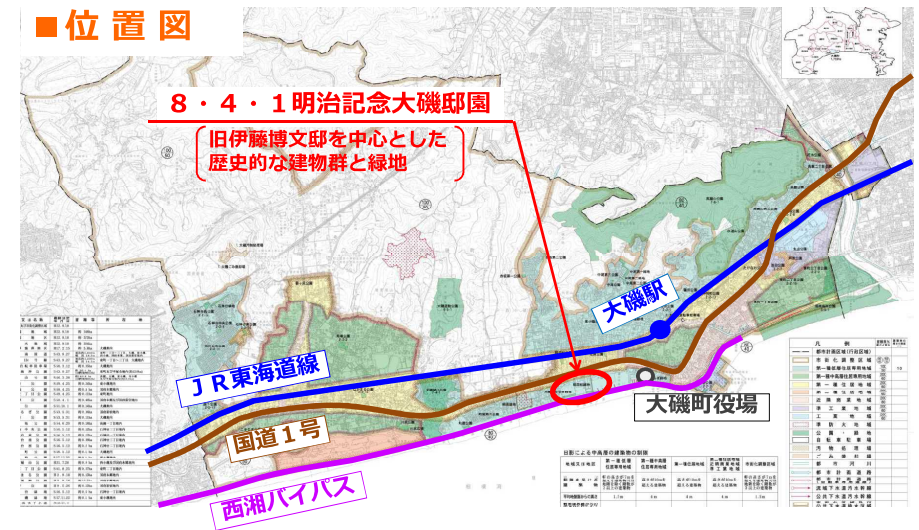
〔大磯都市計画公園の変更（明治記念大磯邸園）〕



大磯町都市建設部都市計画課

1 対象地について

■位置図



説明内容

1 対象地について

2 都市計画の案について

- (1) 都市計画手続きの流れ
- (2) 都市計画を定める者と定める目的
- (3) 都市計画に定める理由について
- (4) 都市計画に定める事項
- (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

3 明治記念大磯邸園の整備について

- (1) 整備に至った経緯
- (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担
- (3) 整備に向けた検討状況

1 対象地について



1 対象地について



滄浪閣（大磯町 有形文化財）



旧大隈重信邸



旧陸奥宗光邸



旧西園寺公望邸跡（旧池田成彬邸）

5

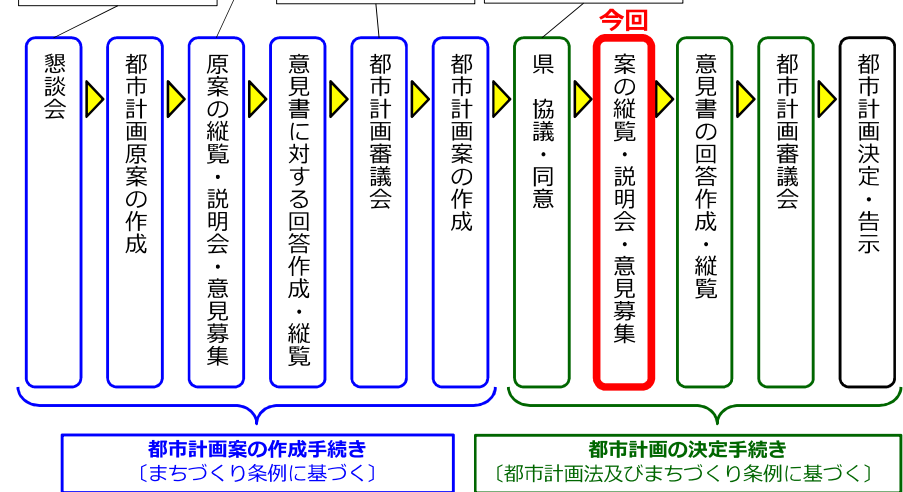
2 (1) 都市計画手続きの流れ

原案の縦覧・意見募集：7月18日～8月14日
原案説明会：7月21日

懇談会：5月12日

審議会：8月28日

県同意：11月8日



7

説明内容

1 対象地について

2 都市計画の案について

(1) 都市計画手続きの流れ

- (2) 都市計画を定める者と定める目的
- (3) 都市計画に定める理由について
- (4) 都市計画に定める事項
- (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

3 明治記念大磯邸園の整備について

- (1) 整備に至った経緯
- (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担
- (3) 整備に向けた検討状況

6

説明内容

1 対象地について

2 都市計画の案について

(1) 都市計画手続きの流れ

(2) 都市計画を定める者と定める目的

- (3) 都市計画に定める理由について
- (4) 都市計画に定める事項
- (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

3 明治記念大磯邸園の整備について

- (1) 整備に至った経緯
- (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担
- (3) 整備に向けた検討状況

8

2 (2) 都市計画を定める者と定める目的

■ 都市計画を定める者 (都市計画法 第15条)

- 都市計画は、内容や規模に応じて、都道府県または市町村が定める。
- 10ha未満の公園・緑地・広場などは、市町村が定める。

■ 都市計画に定める目的

- 都市施設を整備する区域や内容を明示することにより、長期的視点に立って、計画的かつ着実に都市整備目標の実現を図る。
- 計画が実施されるまでの間、事業の遂行に支障をきたす建築行為などの行為を制限する。
- 必要な施設の配置規模などの計画内容に関する情報を広く町民等の皆様に提示する。

9

説明内容

1 対象地について

2 都市計画の案について

- (1) 都市計画手続きの流れ
- (2) 都市計画を定める者と定める目的
- (3) 都市計画に定める理由について
- (4) 都市計画に定める事項
- (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

3 明治記念大磯邸園の整備について

- (1) 整備に至った経緯
- (2) 国と地方公共団体 (県・町) との役割分担
- (3) 整備に向けた検討状況

10

2 (3) 都市計画に定める理由

■ 『理由書』の要旨

○ 大磯町まちづくり基本計画における位置付け

- ・ 歴史的価値のある建造物等について、保存と活用に向けた支援や取組みの展開を図る。
- ・ 当該地を含む「小湊海岸松林地区」を重点地区に設定し、海岸線松林の維持・保全や歴史的建造物の保存・活用などに重点的に取り組む。

○ 当該地の現状

- ・ 当該地には、歴史的建物や庭園が現存し、特別緑地保全地区とともに良好な環境を形成している。

⇒これらの歴史的建物や庭園とその周辺の緑地を一体的に保存・活用するため、公園として都市計画に定める。

11

説明内容

1 対象地について

2 都市計画の案について

- (1) 都市計画手続きの流れ
- (2) 都市計画を定める者と定める目的
- (3) 都市計画に定める理由について
- (4) 都市計画に定める事項
- (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

3 明治記念大磯邸園の整備について

- (1) 整備に至った経緯
- (2) 国と地方公共団体 (県・町) との役割分担
- (3) 整備に向けた検討状況

12

2 (4) 都市計画に定める事項

■ 都市計画に定める事項 (都市計画法 第11条第2項)

| 定める事項 | 内容 |
|--------|--------------------------|
| 種類 | 公園 |
| 名称 | 8・4・1号明治記念大磯邸園 |
| 位置 | 中郡大磯町東小磯字海辺 及び西小磯字稻荷松 |
| 区域 | (計画図 参照) |
| 面積 | 約5.4 ha |
| 公園の種類別 | 特殊公園 (※) |

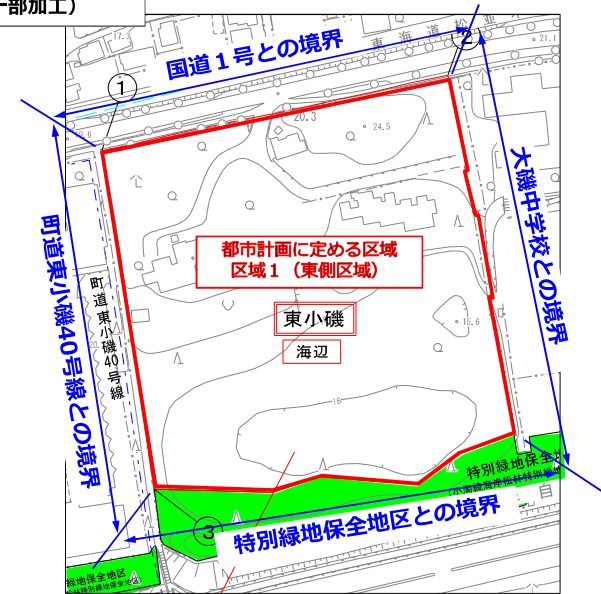
※ 特殊公園

風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園など、その設置目的に応じて配置する公園

13

2 (4) 都市計画に定める事項

【計画図】 (※一部加工)

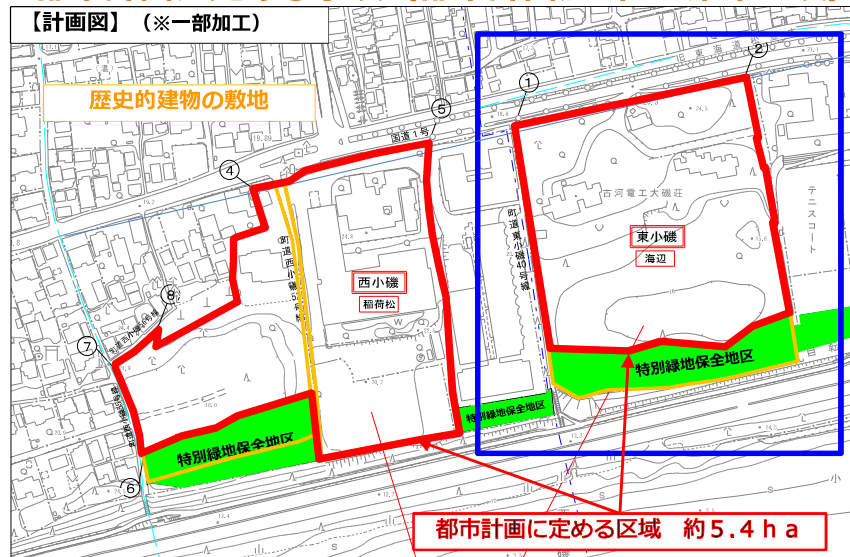


15

2 (4) 都市計画に定める事項

■ 都市計画に定める事項 (都市計画法 第11条第2項)

【計画図】 (※一部加工)

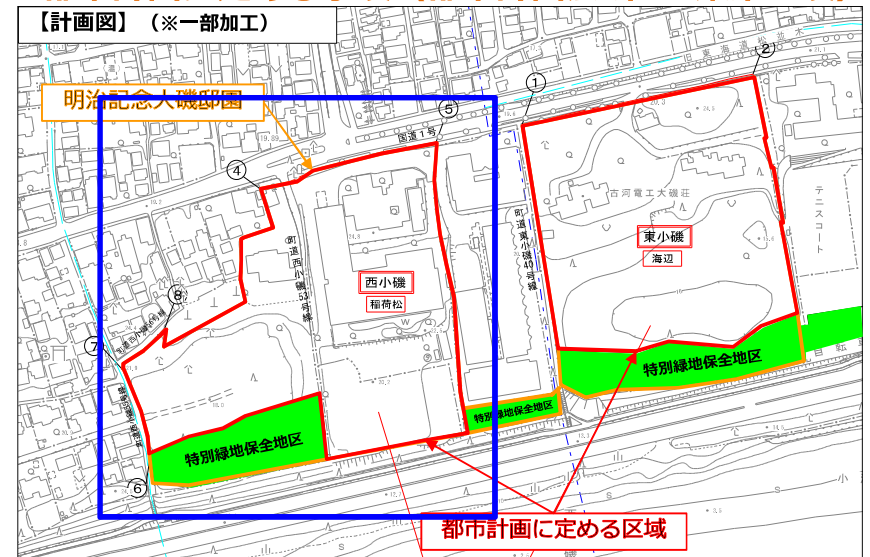


14

2 (4) 都市計画に定める事項

■ 都市計画に定める事項 (都市計画法 第11条第2項)

【計画図】 (※一部加工)



16

2 (4) 都市計画に定める事項

【計画図】 (※一部加工)



17

説明内容

1 対象地について

2 都市計画の案について

- (1) 都市計画手続きの流れ
- (2) 都市計画を定める者と定める目的
- (3) 都市計画に定める理由について
- (4) 都市計画に定める事項

(5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

3 明治記念大磯邸園の整備について

- (1) 整備に至った経緯
- (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担
- (3) 整備に向けた検討状況

18

2 (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

■ 都市計画案の縦覧

- 縦覧期間：平成30年11月13日（火）～12月10日（月）
- 縦覧場所
 - ・ 町民情報コーナー（町国府支所）
 - ・ 都市計画課窓口（町本庁舎2階）
- 縦覧図書
 - 〔法定図書〕 総括図、計画図、計画書、理由書、公図の写し
 - 〔参考図書〕 経緯書、都市計画を定める土地の区域が記載された図書、求積図及び現地杭界図、計画平面図

■ 都市計画案に対する意見募集

- 募集期間：平成30年11月13日（火）～12月10日（月）
- 提出方法：所定の様式により持参または郵送により提出
 - ※ 様式は、町都市計画課HPからダウンロードできます。
 - また、都市計画課窓口でもお渡ししています。

ご意見の受付は、上記の期間・方法・様式でのみとなりますので、ご了承ください。

19

2 (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

■ 意見書の郵送先・町都市計画課HP

- 意見書の郵送先
 - 〒255-8555 大磯町東小磯183
 - 大磯町 都市計画課 都市計画係 宛て
- 町都市計画課HP
 - (ページ『明治記念大磯邸園に係る都市計画手続きについて』)
 - 町HPにて『明治記念大磯邸園』と検索
 - (町HP：<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>)
- 町都市計画課 問い合わせ先
 - 町都市計画課 都市計画係
 - 0463-61-4100 (内線243)

20

説明内容

1 対象地について

2 都市計画の案について

- (1) 都市計画手続きの流れ
- (2) 都市計画を定める者と定める目的
- (3) 都市計画に定める理由について
- (4) 都市計画に定める事項
- (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

3 明治記念大磯邸園の整備について

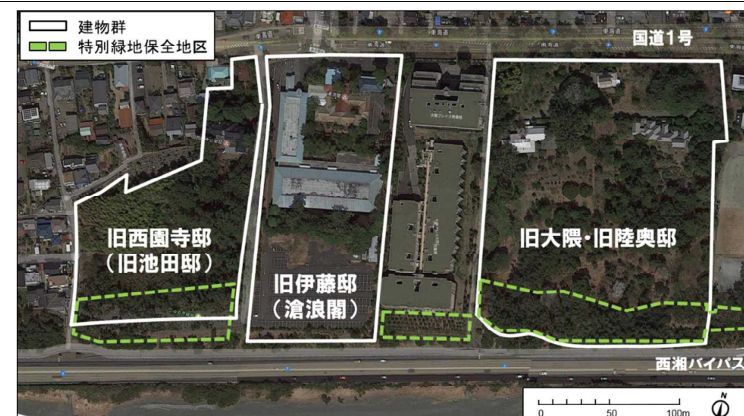
(1) 整備に至った経緯

- (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担
- (3) 整備に向けた検討状況

21

3 (1) 整備に至った経緯

「明治150年」関連施策として行う明治記念大磯邸園（仮称）の設置について
(平成29年11月21日 閣議決定)
「明治150年」関連施策の一環として、国は、地方公共団体との連携の下、神奈川県中郡大磯町の一部の区域に、明治記念大磯邸園（仮称）を設置する。
また、明治元年から起算して満150年に当たる平成30年10月を目途に、一部の建物を含む区域の公開を目指すものとする。



23

3 (1) 整備に至った経緯

明治150年をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識することは、大変重要
⇒ 「明治150年」に向けた関連施策を推進

内閣官房「明治150年」関連施策推進室 設置
[H28.10]

「明治150年」関連施策
各府省庁連絡会議
[H28.11~H30.1]
(内閣官房及び各府省庁の大臣官房長 等)

明治期の立憲政治の確立等に
貢献した先人の業績等を
次世代に遺す取組に関する検討会
[H29.4~H29.6]
(有識者)

「明治150年」関連施策
明治記念大磯邸園（仮称）の設置を閣議決定
[H29.11.21]

22

3 (1) 整備に至った経緯

■ 「明治記念大磯邸園」の範囲



24

説明内容

1 対象地について

2 都市計画の案について

- (1) 都市計画手続きの流れ
- (2) 都市計画を定める者と定める目的
- (3) 都市計画に定める理由について
- (4) 都市計画に定める事項
- (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

3 明治記念大磯邸園の整備について

- (1) 整備に至った経緯
- (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担
- (3) 整備に向けた検討状況

25

3 (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担

■ 国の分担区域(「中核的な区域」)の基本的な考え方

- **旧伊藤博文邸（滄浪閣）**
範囲：歴史的建物を含む全区域
考え方：建物を中心として、公園全体のエントランス及びガイダンス機能、駐車場等の便益機能を配置するなど、利用拠点を形成する区域。
- **旧大隈重信邸・旧陸奥宗光邸**
範囲：歴史的建物及び建物周辺の庭園の区域
考え方：建物及び周辺の庭園は、維持保存の状態が良好であり、一体的な空間として保存・継承することが、特に重要な区域。
- **旧西園寺公望邸跡（旧池田成彬邸）**
範囲：歴史的建物及び建物の活用に必要な周辺敷地
考え方：敷地の維持保存状態は不十分で、樹林化が進んでいることから、建物へのアクセスや建物の眺望確保など、建物の活用のために一体的な整備が必要な区域。

■ 地方の分担区域の基本的な考え方

計画区域のうち、「中核的な区域」を除く区域とし、緑地等の保全・整備を行う。

27

3 (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担

■ 役割分担の基本的な考え方

- 国は、歴史的建物群及びその周辺の区域を**中核的な区域**（国が設置する公共空地）として整備を行う。
- 地方公共団体は、国の施策と連携した地域資源の保全・活用により、観光振興や地域活性化を図るため、**特別緑地保全地区及びその周辺の区域における緑地等の保全・整備**を行う。
- 地方公共団体が分担する区域のうち、町が既に指定し、引き続き保全に取り組む特別緑地保全地区を除く区域については、地域振興の拠点としての活用を町が主体的に行うことができる観点などから、**町立都市公園として、県から町への財政的・技術的支援の下、整備**を行う。

26

3 (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担



28

説明内容

1 対象地について

2 都市計画の案について

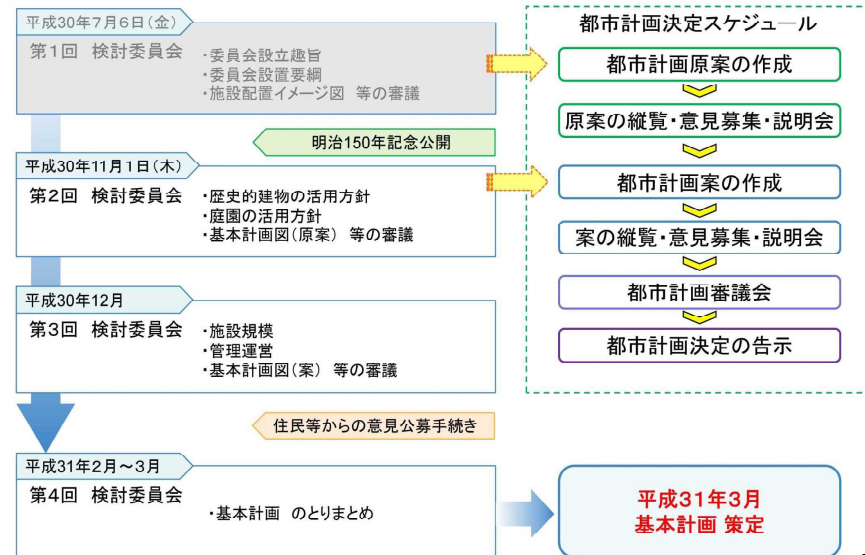
- (1) 都市計画手続きの流れ
- (2) 都市計画を定める者と定める目的
- (3) 都市計画に定める理由について
- (4) 都市計画に定める事項
- (5) 都市計画案の縦覧と意見募集について

3 明治記念大磯邸園の整備について

- (1) 整備に至った経緯
- (2) 国と地方公共団体（県・町）との役割分担
- (3) 整備に向けた検討状況

3 (3) 整備に向けた検討状況

今後の検討委員会スケジュール(案)



3 (3) 整備に向けた検討状況

明治記念大磯邸園 基本計画図(原案)

事務局案であり、今後、議論を深めていくための資料です。
今後の詳細な設計や関係機関等の調整などにより変更する可能性があります。

